

戦略的イノベーション創造プログラムに係るガバニングボード（第3回） 議事要旨

1. 日 時 平成26年1月16日（木）10:34～10:50

2. 場 所 中央合同庁舎4号館4階第2特別会議室

3. 出席者

総合科学技術会議（CSTP）

久間議員（座長）、原山議員、青木議員、中西議員、橋本議員

内閣府 中野審議官、山岸審議官

渡邊参事官

田沼企画官

4. 議 題

戦略的イノベーション創造プログラムの規定類について

5. 配布資料

資料1 規定リスト一覧（案）

資料2 GBの今後のスケジュール（案）

6. 議事

戦略的イノベーション創造プログラムの規定類について

○久間議員 それでは、第3回S I Pガバニングボードを開催させていただきます。

本日の議題は、戦略的イノベーション創造プログラムの規定類についてです。本日は公開とさせていただきます。

今日は、大西議員と内山田議員、平野議員がご欠席です。

それでは議事に入ります。戦略的イノベーション創造プログラムの開始に伴い、整備する必要がある各種規定類について議論いただきます。

まず、資料1につきまして事務局から説明をお願いします。

○田沼企画官 事務局でございます。

それでは、資料1に基づきましてご説明をさせていただきます。

冒頭ございますとおり、「S I P規定リスト一覧（案）」ということですので、これは現時点で想定されるものということですが、今後この場におきましてご審議をいただいた上で作っていただかないといけない規定ということでご承知おきいただければというものでございます。

大きく申し上げますと、この表の1から7というのが規定類というものになります。

順繰りご説明させていただきますと、まず1点目の「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」というものがございますが、これはプログラムの憲法的なものでございます。これを決定するのは、想定するタイミングとしては年度明け早々ということで26年4月ということを考えております。

具体的な内容ということで右の欄に書いてございますけれども、簡単に申し上げれば、先ほど申し上げたように憲法的なものということで、SIPのプログラムの目的ですとかガバニングボードあるいはプログラムディレクター、今後設置されるであろう各課題ごとの推進委員会、こういったものの位置づけといったものを規定していくというものでございます。

2点目、3点目、あと4点目、この3点につきましては、予算の対応ということで、予算を決めていくタイミングにあわせて決定していくための文章ということになります。

まず2点目につきましては、「平成〇年度の科学技術イノベーション創造推進費概算要求方針」ということで、これは次年度の概算要求をまとめるに当たって、SIPについてはどういう考えで臨むのかといったことを文書として決定するというを想定しているというものでございます。

ただ、この規定の内容、一番右の欄に書いてございますとおり、これは単独の文書で出すことになるのか、あるいは資源配分方針の中に包含するような形で盛り込むのかといったところはご議論があるのかなというふうには承知しております。

3点目でございますが、「平成〇年度科学技術イノベーション創造推進費実施方針」というのがございますが、これは予算が成立した後に決定する必要があるものということで、その成立した予算をどういった使途で使っていくのか。具体的に申し上げます、各課題への配分額とか、そういったものを規定するためのものでございます。

この決定のタイミングは、中ほどに書いてございます年度末から年度明け早々の時期というものを想定しているというものでございます。

4点目、これは果たして決めることになるのかどうかということはあるのですけれども、このプログラムの特徴としましては、年度途中で各課題ですとか、あるいは新課題について予算を追加配分するといったことも想定されるということがございます。そういったことを行うに当たっては、規定名にございますとおり「追加配分について」ということで、その前にどういった方針で各課題に幾らをつけると、そのようなことを決めるという文章でございます。

これは想定されるタイミングとして、「10月？」と書いてございます。これは年度の真ん中ということで10月と申し上げているところでございまして、必ずしも10月になるかどうかわからないというものでございます。

網かけになっております5点目、6点目、5点目の「戦略的イノベーション創造プログラムに係るガバニングボードの開催について」及び6点目の「ガバニングボード運営要領」について、これにつきましては既に決定済みのものということですので、説明は省略させていただきます。

あと7点目、これは今後26年度にきちんとプログラムを立ち上げるに当たっては事前評価というのを行わないといけないというようなこともございます。そのような評価に関する具体

的な運用方針についても決めないといけないというものでございます。これにつきましてもこの場で一度ご議論をいただく必要があるというふうに認識をしているというものでございます。

以上が規定類として現時点で想定されるものというところでございます。

あと一番下、8点目ということでご参考までということになるのですけれども、これは「戦略的イノベーション創造プログラムの研究開発計画及び出口戦略について」ということで、12月に政策参与が決まった後、事務局も含めて、各10の課題候補ごとに、今まさに議論を進めているような研究開発計画及び出口戦略につきましては、当然この場にも出てきてご議論いただくということですので、ご承知おきいただければということで、ここにもリストアップしたものでございます。

引き続き、資料2をのガバニングボードの今後想定されるスケジュール（案）もあわせてご説明させていただければと思います。

先ほど申し上げました規定類につきましては、案文をできれば、今日から約1カ月後ということになりますけれども、2月13日のガバニングボードでご審議をいただければと考えております。

その日は、あわせまして2月5日に公開ワークショップがございまして。その直後のガバニングボードということでもございますので、公開ワークショップの結果報告といったこともあわせてさせていただきたいというふうに考えております。

規定類の関係でご説明も申し上げましたとおり、年度内には研究開発計画、出口戦略の案をきちんと固めないということがございますので、年度末の3月20日、27日にはその関係のご審議がございまして。

20日につきましては、10の課題についてこの場で研究開発計画及び出口戦略の案についてご説明いただくといったことを想定しております。

発表していただく前には、事前に外部評価のためのレビューをしていただくということで、これから選定していくことになる外部専門家の方に各課題のレビューシートを記載していただくことを想定しております。

27日には、そういったレビューシート等も含めて事前評価を最終的にここでもご確認いただくといったことを想定しております。これでもってガバニングボードとしては研究開発計画及び出口戦略の案については固めたという体制をとりたいと考えているものでございます。

参考までということで、説明の流れ上もう既に申し上げておりますけれども、2月5日には公開ワークショップがあるということで、選定された10の課題候補について中間報告というのがございます。

もう一点につきましては、4月以降、法改正の状況ということで、これは内閣府の設置法の改正ということになりますけれども、その4月以降に想定される総合科学技術会議において対象課題の最終確定、あと課題ごとのPD、あと予算配分額を決定していくということになるという流れがあるというところでございます。

以上がご説明でございます。

○久間議員 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの規定類の関係と、それから今後のスケジュールについて、ご質問等ありましたらお願いします。

中西先生。

○中西議員 この1番の憲法とおっしゃったものが、4月以降という具体的な日程感というのがどういうふうなお考えでいるかということと、そこに向けてのプロセスは、ちょっとこれ我々が考えなきゃいけないのかもしれないけれども、どういうふうに組み立てていくつもりでこうお書きになっているのですか。

○久間議員 はい、どうぞ。

○渡邊参事官 本来は、先に憲法（基本方針）があつて、それに基づいていろいろ細かい規定ということなのですけれども、今回、新規予算ということでもちょっと特別になっています。まずガバニングボードの設置を決めて、そこで何を審議するかというのを決めて、そこでご議論いただきながら作っていくということになります。

この1の基本方針につきましては、日程は未定なのですが、できれば4月の年度明け、1回目の総合科学技術会議で決めていただきたい、それが一番スムーズかなと思っております。

ただ、非常に細かい話になりますけれども、予算が成立していないとSIPは正式にはスタートできないということと、内閣府設置法が改正されないと予算執行ができないというところがございます。ですので、そのあたりのタイミングの前後をよく考えながらやっていくことになると思います。

○久間議員 よろしいですか。

どうぞ。

○中西議員 そうすると、ほかにいろいろ法的な裏づけが必要だということは理解するのですが、具体的に我々が何をターゲットに、どういう議論をしていかなきゃいけないかということを決めておかないと、具体化できないのではないかなという気がするのですが。

○久間議員 今日は、リストアップで、何かを議論するわけでないですが、今後のスケジュールで2月13日に規定類の案が出てきます。ここで議論していただくことになるのですね。

○渡邊参事官 はい。一応、白地から議論するというよりは、概要というか、昨年3月以来ずっとご議論いただいてきた、積み重ねてきたアウトラインというのがございますので、それをどう明文化して落としていくかということでございますので、その作業を次の2月13日までは、粗々のものはやらせていただいて、またお諮りしたいというふうに思っています。

○中西議員 わかりました。

○久間議員 先ほど、大体決めるのは4月の最初とありますが、このスケジュールでは、2月13日に「規定類の案文の承認」と書いてあります。ここで決まるわけではないですよね。

○渡邊参事官 これは案文の承認でございます。

○久間議員 だからこれは最終決定というわけではないですね。

○渡邊参事官 はい。

○久間議員 ほかにご質問等ありましたらお願いします。

原山先生。

○原山議員 このクレジットが「総合科学技術会議」になっているものは、本会議でもってオーソライズしてもらおうという意味での4月なので、ガバニングボードで中身の詰めを行ったものを上げていくと、そういう意味にとっていただければと思います。

○久間議員 ありがとうございます。

青木先生。

○青木議員 私、以前お話があったとき聞き逃したかもしれないのですが、ここの公開ワークショップで中間報告と書いてありますが、どのような内容が期待できるのでしょうか。

○渡邊参事官 今日ご説明した中では、3月20日までに10人の各PDには研究開発計画の案をつくっていただくことになっているのですが、それまで一度も中間発表的なものがないとか、あるいは公開プロセスが一回もないというのはどうかというふうに思っておりまして、2月5日に骨子的なものを用いて公開プロセスを1回やりたいというふうに思っております。ですから、イメージとしては、3月20日に各PDに説明していただくものは、20ページから30ページぐらいの研究計画案ということになるのですが、5日の段階では、例えばパワポで5枚ぐらいとかそのぐらいの骨子的なもので各PDから説明していただいて、一般公開をして皆さんのご意見を集めて、それをまた最終計画に盛り込んでいくという形で考えております。

○久間議員 一般公開とは、誰でも傍聴できるということでしょうか。

○渡邊参事官 そうです。もちろん議員の先生方にはできれば入っていただきたいと思っておりますが。

○久間議員 我々だけじゃなくて、もっと多くの人たちもですね。

○渡邊参事官 はい、もちろん。

○久間議員 ほかにご質問やご意見ありましたらお願いします。

今、10人の政策参与の方々は、どういう作業をされているのですか。

○渡邊参事官 正直に申し上げますと、10人それぞれいろいろと濃淡はあるのですが、かなり頻繁にお越しいただいたり、我々が訪問したりしながら、まさに2月5日に向けて概要を今お作りいただいているところでございます。

○久間議員 順調に進んでいるんですね。

○渡邊参事官 課題によって濃淡は……。

○久間議員 温度差はあるけれども、全体的には。

○渡邊参事官 前進しております。

○久間議員 わかりました。ありがとうございました。

原山先生。

○原山議員 あと1点だけですが、3月27日に出口戦略事前評価と書いてあるのですが、事前評価のやり方というのは、ルール化したものをすでに作っているのでしょうか。このリストにはないのですけど。

○渡邊参事官 そうですね、この辺もちょっと難しいところなのですが、具体的な評価のやり方自体は、この規定類でいうところの7番にありまして、これも結局、基本方針が決ま

った時に、それとあわせて決まっていくものだと思うんですね。基本方針の中にも評価の手法のようなことを書くわけですから、その詳細は7番で決めるということになるのです。しかし、初年度については、基本方針が決まる前に事実上、事前評価をやらなきゃいけないということになります。基本的には評価については大綱的指針がございますので、それに基づいて評価項目を決めて、事前評価をしていただくということかなと思っています。今後お時間をおとりいただいて、3月末日のときには、こういう項目について、こういう形で評価をしていただきますということをまたここでお諮りしたいと思います。

○久間議員 ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、第3回S I Pガバニングボードを終了させていただきます。どうもありがとうございました。